

「ゼミナール助成金」についての申し合わせ

2023 年（令和 5 年）5 月 17 日 甲南大学経済学会評議員会制定
2025 年（令和 7 年）一部改訂

第 1 条（目的）

ゼミナール活動を支援することを目的に、甲南大学経済学部において開講されるゼミナール毎に「ゼミナール助成金」を支給する。

第 2 条（助成対象）

当該年度に開講されるゼミナール（ゼミⅠ、ゼミⅡ、ゼミⅢ）に所属する学生が行う下記の活動を助成対象とする。

記

対象となる活動：①資料複写（印刷費・複写費）

②ゼミ名簿作成（印刷費・文具雑品費・郵便費）

③図書資料購入（図書費）

④ゼミ研修会の実施（会議室使用料・会議費－飲食代・レセプション代を含む）

⑤研究会参加（会費・交通費）

⑥企業等施設見学・体験学習（交通費・施設入場料・体験料）

⑦インタビュー・調査の実施（交通費・施設入場料・体験料）

⑧ゼミ合宿の実施（交通費・宿泊費－合宿での朝食・夕食代を含む）

⑨会合の開催（会議費－会場借料・飲食代を含む）

⑩ゼミコンパの開催（会場借料・飲食代）

⑪実験・アンケートの実施（物品費・印刷費・複写費・被験者および回答者への謝金・郵便費）

⑫研究成果発表（学会誌投稿料・学会参加費・交通費）

⑬その他、研究・教育に資する活動

以上

第 3 条（助成金額）

当該年度に開講されるゼミナール毎の助成金額の上限は次の通りとする。

- ・ゼミⅠ（半期） 10,000 円
- ・ゼミⅡ（通年） 20,000 円
- ・ゼミⅢ（半期） 10,000 円

ただし、2025 年度に限り、学生の負担を軽減することを目的として、以下の金額を試験的に適用する。

- ゼミⅠ（半期） 20,000 円
- ゼミⅡ（通年） 40,000 円
- ゼミⅢ（半期） 20,000 円

また、試験導入期間終了後には、ゼミ活動の充実度や学生負担の軽減効果、助成金の利用実績等を総合的に評価し、その結果をもとに次年度以降の本格導入の可否および助成金額の妥当性を検討する。

第4条（助成期間）

第2条で挙げた活動が助成対象となる期間は、「前期」「後期」「通年」に期間を分け、当該年度にゼミナールが開講されている期間とする。ただし、「前期」は当該年度の4月1日から9月30日まで、「後期」は当該年度の9月1日から3月31日まで、「通年」は当該年度の4月1日から3月31日までとする。

第5条（支給および返金）

「ゼミナール助成金」は、ゼミナール担当教員の申請に基づき、当該ゼミナール担当教員に支給する。「ゼミナール助成金」を申請するゼミナール担当教員は、当該年度中（3月31日まで）に助成活動を行ったことを示す領収書、または、レシート、クレジットカード明細、電子決済明細、を提出するとともに、助成対象となる活動を行ったことを示す資料、または、使途報告書を「甲南大学経済学会事務局」に提出しなければならない。領収書は、日付、支払先名、住所、領収印、支払明細が明記されたものとする。クレジットカード明細、電子決済明細についても、日付、支払先名、金額が確認できるものとする。ただし、交通費については、阪急岡本駅または JR 摂津本山駅を起点として、目的地までの申告ルートに対応する運賃等を算出し、概算で支払いを行ったとすることも可能とする。申請し、事前に受け取った当該年度の助成金額のうち、助成対象となる活動を行ったことを示す領収書、または、レシート、クレジットカード明細、電子決済明細がないものについては、当該年度の3月31日までに「甲南大学経済学会事務局」に返金しなければならない。

第6条（改廃）

本申し合わせの改廃は、甲南大学経済学会評議員会の議を経て行う。